

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,013事業所
なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、令和2年の調査以降は除外していた病院を本年は再び調査対象とした。

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	186	96	66	24	
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	10	8	-	2	
製造業	78	36	31	11	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	26	11	7	8	
卸売業, 小売業	10	5	3	2	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	15	12	2	1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	47	24	23	-	

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所が5事業所、調査不能の事業所が36事業所あった。
- 2 調査対象事業所227事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所5事業所を除いた222事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、83.8%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人	人
		165,852	34,188	18,290	11,865	795
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		3,222	1,144	568	497	5
製造業		69,193	15,869	9,516	5,979	383
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		19,381	2,828	584	545	18
卸売業, 小売業		8,443	1,618	469	402	13
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業		6,831	2,899	1,546	1,081	84
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		58,782	9,830	5,607	3,361	292

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
事務員・技術者計	大 学 卒	228,563	230,821	227,211	205,975
	短 大 卒	189,037	182,258	192,262	-
	高 校 卒	176,360	180,060	174,567	174,666
事 務 員	大 学 卒	221,290	218,844	224,934	202,993
	短 大 卒	179,778	168,682	186,366	-
	高 校 卒	172,637	176,136	170,210	168,000
技 術 者	大 学 卒	239,586	244,828	231,695	221,305
	短 大 卒	201,639	209,355	199,012	-
	高 校 卒	178,107	182,967	176,109	178,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		41.2	(65.8)	(34.2)	-	58.8
		500人以上	46.7	(64.7)	(35.3)	-	53.3
		100人以上500人未満	43.6	(65.6)	(34.4)	-	56.4
		100人未満	16.8	(76.6)	(23.4)	-	83.2
高 校 卒	規 模 計		12.5	(88.2)	(11.8)	-	87.5
		500人以上	8.3	(92.9)	(7.1)	-	91.7
		100人以上500人未満	17.3	(93.0)	(7.0)	-	82.7
		100人未満	10.0	(50.0)	(50.0)	-	90.0

- (注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	49.4	2.8	-	47.8
課 長 級	38.6	3.7	-	57.7

(注) ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係 員	86.3	85.0 (98.5)	23.8 (27.6)	5.1 (5.9)	56.1 (65.0)	1.3 (1.5)	13.7
課 長 級	70.2	69.6 (99.0)	19.0 (27.0)	3.8 (5.4)	46.8 (66.7)	0.7 (1.0)	29.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内は、定期昇給制度がある事業所を100%とした割合である。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	20	51.7	764,894	15	54.2	822,684	5	46.8	650,307	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44～47	4	-	685,235	2	-	820,183	2	-	573,489	-	-	-
48～51	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
52～55	5	-	963,840	4	-	964,520	*	-	*	-	-	-
56～59	9	-	760,327	8	-	783,391	*	-	*	-	-	-
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	11	50.4	755,367	8	53.9	826,350	3	45.5	655,762	-	-	-
短大卒	4	52.1	695,888	2	55.0	761,709	2	49.5	638,649	-	-	-
高校卒	5	54.4	840,555	5	54.4	840,555	-	-	-	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	563	52.4	628,866	355	53.5	665,302	171	51.1	591,521	37	50.3	502,334
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	3	-	757,837	2	-	877,100	*	-	*	-	-	-
36～39	5	-	612,489	2	-	668,115	3	-	578,248	-	-	-
40～43	24	-	601,577	12	-	626,453	10	-	569,775	2	-	627,400
44～47	61	-	595,122	28	-	676,057	24	-	582,311	9	-	458,131
48～51	113	-	609,254	55	-	692,422	43	-	564,427	15	-	498,491
52～55	195	-	635,994	140	-	654,320	52	-	608,259	3	-	389,248
56～59	149	-	647,567	106	-	669,503	35	-	604,264	8	-	577,278
60～	13	-	640,079	10	-	621,662	3	-	682,789	-	-	-
大学卒	436	52.3	639,541	291	53.3	676,986	123	50.9	594,286	22	48.5	471,227
短大卒	50	53.2	601,613	27	53.7	618,308	16	51.8	581,337	7	54.6	588,996
高校卒	76	53.0	588,087	37	54.7	611,146	32	51.7	585,538	7	51.2	490,450
中学卒	*	*	*	-	-	-	-	-	-	*	*	*
事務部次長 技術部次長	213	51.0	630,853	130	50.6	713,137	75	51.1	540,993	8	53.9	486,308
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	8	-	547,141	5	-	601,820	3	-	477,781	-	-	-
40～43	19	-	715,176	15	-	796,079	4	-	499,675	-	-	-
44～47	28	-	636,386	19	-	676,025	8	-	595,129	*	-	*
48～51	48	-	636,286	26	-	727,391	21	-	558,256	*	-	*
52～55	68	-	626,698	44	-	720,438	22	-	498,062	2	-	488,050
56～59	40	-	620,711	21	-	686,152	15	-	580,300	4	-	510,925
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	156	50.7	645,645	103	50.7	725,560	47	50.3	538,347	6	54.7	493,426
短大卒	20	52.1	635,360	12	49.9	726,145	6	55.8	545,817	2	51.5	463,610
高校卒	35	51.5	569,781	15	50.8	607,757	20	51.9	549,692	-	-	-
中学卒	2	49.0	506,377	-	-	-	2	49.0	506,377	-	-	-
事務課長 技術課長	1,201	49.2	536,319	821	49.5	566,494	322	48.5	490,526	58	49.1	409,917
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
32～35	23	-	438,039	15	-	504,386	5	-	351,838	3	-	311,915
36～39	61	-	485,794	35	-	504,547	24	-	477,542	2	-	352,750
40～43	158	-	508,886	93	-	555,938	59	-	458,396	6	-	365,700
44～47	211	-	527,809	140	-	556,954	59	-	498,353	12	-	387,976
48～51	312	-	534,674	224	-	563,677	71	-	474,524	17	-	427,504
52～55	262	-	565,832	206	-	585,531	49	-	505,105	7	-	438,323
56～59	159	-	552,352	105	-	578,655	45	-	522,702	9	-	438,895
60～	14	-	557,566	2	-	471,275	10	-	588,453	2	-	462,000
大学卒	862	48.6	552,688	614	49.0	579,940	211	47.8	509,344	37	46.7	401,090
短大卒	128	50.1	510,551	83	50.5	534,273	37	48.1	471,927	8	56.0	458,543
高校卒	209	51.0	489,857	124	51.1	525,198	73	50.9	446,899	12	50.7	414,990
中学卒	2	50.3	310,348	-	-	-	*	*	*	*	*	*

企業規模 項目	規模計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額
職種名	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	538	46.3	469,247	431	46.8	487,851	91	44.0	402,932	16	45.3	305,127
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	429,446	*	-	*	2	-	446,791	-	-	-
32～35	36	-	392,705	21	-	407,274	13	-	380,654	2	-	246,927
36～39	74	-	424,487	55	-	449,560	18	-	347,946	*	-	*
40～43	85	-	452,451	75	-	474,273	6	-	343,084	4	-	262,750
44～47	98	-	450,486	74	-	462,713	19	-	437,085	5	-	296,365
48～51	105	-	470,788	84	-	483,214	20	-	410,617	*	-	*
52～55	73	-	518,481	62	-	527,506	10	-	470,499	*	-	*
56～59	59	-	563,627	55	-	577,925	2	-	423,529	2	-	328,250
60～	5	-	570,532	4	-	591,934	*	-	*	-	-	-
大学卒	425	45.7	469,739	341	46.3	487,305	73	42.9	402,045	11	43.2	290,709
短大卒	41	48.4	443,003	30	47.5	471,289	7	50.5	404,023	4	50.0	340,293
高校卒	72	49.5	479,743	60	50.1	499,420	11	47.0	407,647	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,419	45.2	397,143	1,035	45.5	410,905	329	43.9	350,140	55	47.6	348,645
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	30	-	336,441	22	-	351,939	8	-	291,679	*	-	*
32～35	160	-	340,366	109	-	354,988	49	-	305,241	2	-	297,056
36～39	218	-	363,563	162	-	374,485	52	-	326,295	4	-	308,593
40～43	241	-	380,559	180	-	396,118	53	-	325,511	8	-	304,423
44～47	215	-	405,954	151	-	419,255	54	-	369,104	10	-	342,571
48～51	238	-	421,178	171	-	434,659	52	-	372,563	15	-	386,626
52～55	197	-	433,598	150	-	445,020	39	-	386,485	8	-	387,276
56～59	108	-	437,428	85	-	445,486	18	-	395,558	5	-	372,833
60～	10	-	400,844	5	-	401,477	3	-	486,112	2	-	231,650
大学卒	977	44.1	400,938	736	44.4	411,226	222	42.5	356,494	19	45.8	380,527
短大卒	180	47.4	386,599	118	47.4	400,463	47	47.3	356,545	15	47.8	360,383
高校卒	259	49.0	386,465	178	49.9	416,517	60	46.3	319,821	21	49.2	311,434
中学卒	3	50.4	423,546	3	50.4	423,546	-	-	-	-	-	-
事務主任 技術主任	1,089	41.8	335,777	668	42.3	345,583	357	40.4	318,606	64	43.6	319,173
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	2	-	212,289	-	-	-	2	-	212,289	-	-	-
24～27	43	-	248,106	32	-	249,386	10	-	244,850	*	-	*
28～31	163	-	282,549	105	-	282,810	50	-	282,549	8	-	278,606
32～35	132	-	298,641	73	-	303,655	51	-	292,061	8	-	296,143
36～39	144	-	332,870	77	-	334,949	61	-	334,465	6	-	294,645
40～43	135	-	340,029	82	-	353,051	46	-	318,291	7	-	322,814
44～47	122	-	355,784	64	-	366,112	50	-	345,576	8	-	337,445
48～51	154	-	366,957	93	-	383,054	50	-	334,246	11	-	348,858
52～55	116	-	387,330	83	-	404,187	23	-	334,625	10	-	327,038
56～59	72	-	379,401	53	-	387,575	14	-	359,113	5	-	350,914
60～	6	-	314,407	6	-	314,407	-	-	-	-	-	-
大学卒	691	38.4	326,656	404	38.1	329,302	256	38.7	323,628	31	39.6	316,687
短大卒	165	45.9	338,325	107	45.3	347,529	40	45.4	306,627	18	50.4	341,746
高校卒	230	47.9	358,538	155	49.3	379,647	60	44.6	305,725	15	43.4	296,808
中学卒	3	45.8	300,901	2	47.5	328,777	*	*	*	-	-	-
事務係員 技術係員	4,217	37.3	305,207	2,644	37.9	316,232	1,343	35.9	291,641	230	39.5	246,993
～19歳	7	-	199,828	5	-	205,318	2	-	178,726	-	-	-
20～23	229	-	226,379	127	-	232,993	89	-	222,122	13	-	200,097
24～27	772	-	253,484	456	-	261,280	272	-	245,903	44	-	217,506
28～31	633	-	279,533	403	-	290,395	202	-	261,125	28	-	231,186
32～35	466	-	306,440	274	-	323,411	167	-	282,922	25	-	241,273
36～39	413	-	328,115	264	-	336,770	140	-	316,247	9	-	242,362
40～43	369	-	334,555	233	-	339,554	119	-	332,021	17	-	251,478
44～47	343	-	346,807	194	-	353,946	123	-	346,982	26	-	271,413
48～51	386	-	337,977	255	-	343,850	115	-	333,550	16	-	262,974
52～55	300	-	348,842	231	-	347,697	54	-	365,784	15	-	280,974
56～59	260	-	354,932	177	-	372,344	56	-	330,571	27	-	285,389
60～	39	-	363,565	25	-	367,982	4	-	461,163	10	-	242,266
大学卒	2,791	35.1	308,108	1,747	35.6	318,644	915	34.4	296,088	129	34.2	238,979
短大卒	579	39.8	290,964	351	41.0	298,611	196	37.0	280,348	32	47.0	268,476
高校卒	839	43.1	305,527	539	43.4	320,329	231	41.8	282,579	69	45.6	251,475
中学卒	8	41.8	303,052	7	41.2	318,988	*	*	*	-	-	-

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種	要 件	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場長の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10 級	部 長 等	部 長 等	部 長 等
9 級			
8 級	課 長	課 長	課 長
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級			
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級			
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*		
	守 衛	2	60.0	284,306		
	用 務 員	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	27	57.2	826,101		
	大 学 教 授	183	55.8	731,441		
	大 学 准 教 授	109	46.4	595,796		
	大 学 講 師	58	44.3	450,153		
	大 学 助 教	5	44.6	632,516		
職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*		
	高 等 学 校 教 頭	4	50.0	698,275		
	高 等 学 校 教 諭	29	38.7	486,010		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	5	52.0	754,026	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者	
	研 究 部 (課) 長	72	49.8	636,070		
	研 究 室 (係) 長	74	42.6	490,055		
	主 任 研 究 員	94	38.8	408,648		
	研 究 員	168	32.9	316,760		
	研 究 補 助 員	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.4	1,596,436	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	11	57.4	1,639,503		
	医 科 長	55	48.8	1,320,317		
	医 師	89	41.2	896,014		
	歯 科 医 師	12	40.9	752,980		
	職 種	薬 局 長	5	52.9	487,206	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	59	33.7	330,901	
		診 療 放 射 線 技 師	58	37.8	322,809	
		臨 床 検 査 技 師	66	40.0	306,223	
		栄 養 士	41	34.8	255,097	
		理 学 療 法 士	115	32.9	281,000	
		作 業 療 法 士	73	32.5	272,978	
	職 種	総 看 護 師 長	9	52.8	526,094	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師 長		68	49.7	449,274		
看 護 師		263	41.6	341,407		
准 看 護 師		52	47.9	304,857		

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
76.7%	(82.9%)	23.3%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,765円
配偶者と子1人	18,743円
配偶者と子2人	25,678円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
55.5%	(34.0)%	(66.0)%	44.5%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100%とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月 額										
	～1,000円	～2,000円	～3,000円	～4,000円	～5,000円	～6,000円	～7,000円	～8,000円	～9,000円	～10,000円	10,001円～
光熱費の負担増への配慮のみ	14.3%	33.2%	42.0%	10.5%							

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100%とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		42.0	58.0	42.2	57.8	52.1	47.9
	500人以上	43.2	56.8	43.7	56.3	53.9	46.1
	100人以上500人未満	41.1	58.9	40.3	59.7	50.7	49.3
	100人未満	40.1	59.9	43.4	56.6	50.0	50.0

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3%	74.8%	24.5%	0.7%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
係員		68.2%	53.9%	31.8%
課長級		67.5%	47.3%	32.5%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	係員
70.3%	73.1%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。